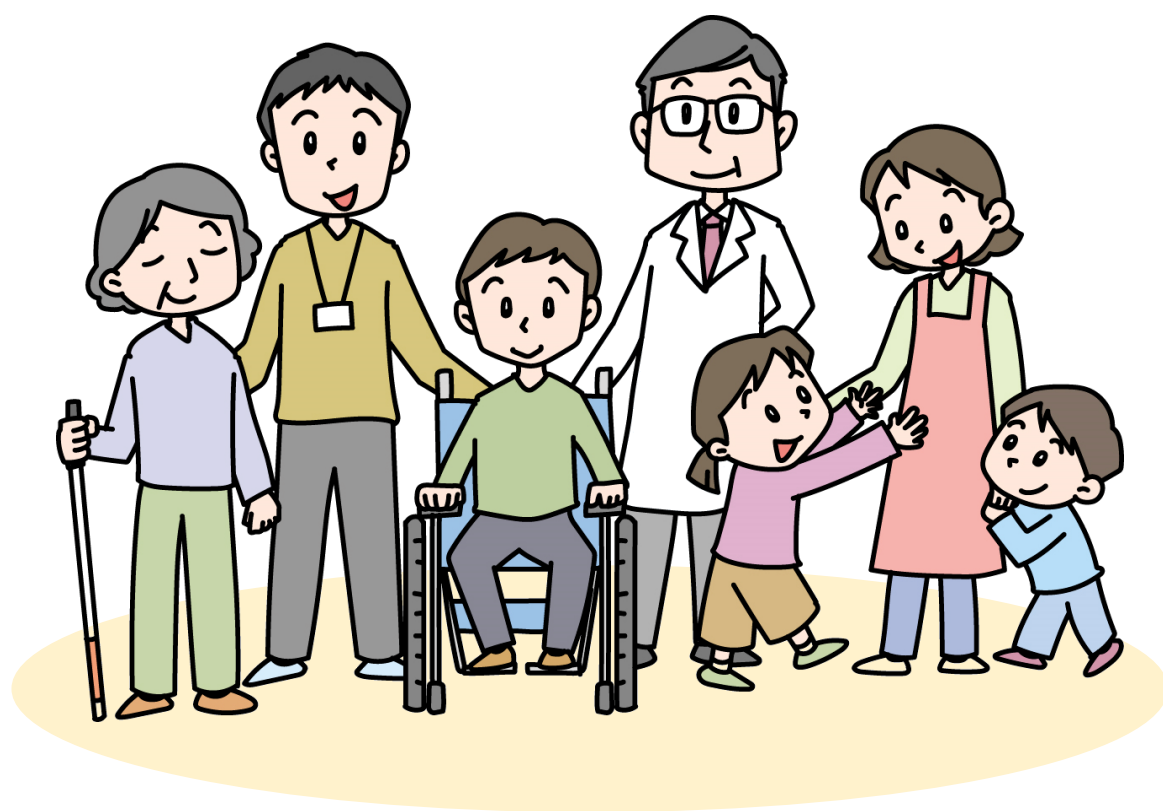


概要版

第4次善通寺市障がい者福祉基本計画



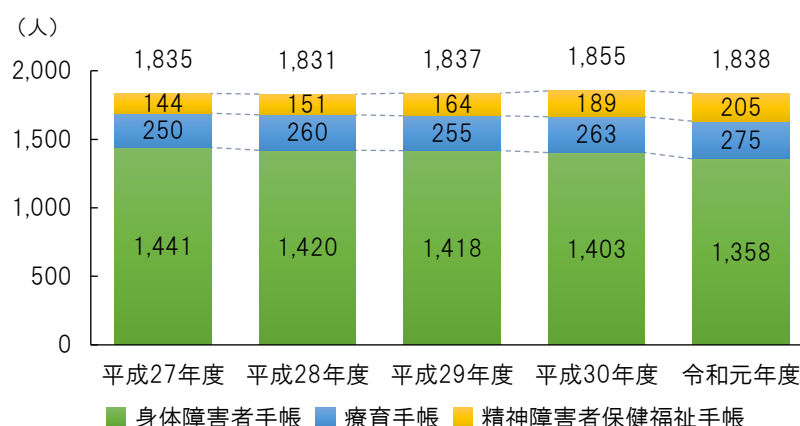
令和3年3月
善通寺市

障がい者の現状

1 障がい者手帳所持者数の推移

人口が緩やかに減少する本市にあって、障がい者手帳の所持者数はほぼ横ばいとなっています。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの精神障がい者数が増加傾向にあり、令和元年度で200人を超えています。また、療育手帳所持者では、18歳未満を中心に、増加しています。



2 善通寺市の障がい者を巡る課題

(1)地域共生社会の実現と障がい者の社会参画

- 障がいのある人であっても、積極的に地域社会に参画し、生きがいを持って生活していける社会づくりが求められています。地域住民の理解や見守り活動、ボランティア活動などの活性化をはじめとして、障がいのある人自身の活動意欲の向上、旅行や買い物といった当たり前の暮らしの楽しみが得られる社会づくりを進める必要があります。

(2)知的、精神、発達障がい者への支援の充実

- 近年、精神障がいのある人が増加しており、心の問題を中心とした支援のあり方が課題となっています。また、発達障がいのある人への周囲の理解や、学校教育などでの合理的配慮が求められています。発達障がいのある子どもについては、早期の療育につなげるためにも早期の保護者へのアプローチが必要となっています。

(3)障がいのある人への理解の促進

- 地域生活や、就労や学校生活などのあらゆる面で、障がいや障がいのある人への理解の促進が状況の改善につながることを示されています。また、福祉に携わる人材を確保し、福祉制度を持続させることが求められています。
- 地域住民の福祉意識の向上や福祉の仕事についての理解を深めることは、重要な課題となっています。

計画の基本理念と基本目標

本市の障がい者施策の基本理念と基本目標を、次のとおり定めます。

基本理念

障がいのある人もない人も 地域社会でお互いに尊重しあい
誰もが安心して暮らせる まちづくり

基本目標

- (1) お互いが理解し合い、助け合う、地域共生社会の実現
- (2) 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり
- (3) ライフステージに応じた支援体制づくり
- (4) すべての人が安全で暮らしやすいまちづくり

計画の期間と位置付け

本計画は、市の総合計画、及び地域福祉計画との整合を図りながら策定し、障がい福祉サービスの実施計画である障がい(児)福祉計画(3年ごとに策定)と連携しながら推進します。

	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	
総合計画	第6次計画(前期)				第6次計画(後期)						整合 ↓
地域福祉計画	第3次計画				(第4次)						
障がい者福祉基本計画	本計画(第4次)										連携 ↓
障がい福祉計画	本計画(第6期)		(第7期)			(第8期)			(第9期)		
障がい児福祉計画	本計画(第2期)		(第3期)			(第4期)			(第5期)		

施策の展開

基本目標1

お互いが
理解し合い、助け合う、
地域共生社会の実現

全ての福祉の共通理念として「地域共生社会」の実現をめざしています。地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(1) 広報・啓発の充実

- ① 広報・啓発の促進
- ② 交流・ふれあいの促進
- ③ 障がい者への理解の促進

(3) 地域活動やボランティア活動の促進

- ① ボランティア活動の促進
- ② 団体及び家族会との協力
- ③ 見守りネットワークづくりの推進

(2) 人権・権利擁護の推進

- ① 権利擁護の取り組みの推進
- ② 障がい者に対する虐待の防止
- ③ 障がいを理由とする差別の解消の推進



基本目標2

自分らしく
暮らしていくための
支援体制づくり

障がい者の生活やサービス利用等に関する相談支援体制を充実するとともに、多分野が連携した包括的相談支援体制の整備を進めます。

また、障がい者の特性に応じた保健医療施策の充実を図るとともに、保健・医療・福祉が一体となった総合的な体制づくりをめざします。

(1) 相談・情報提供の充実

- ① 包括的相談支援体制の整備
- ② 相談支援体制の充実及び円滑な運営

(3) 依存症等への対策の推進

- ① 薬物・アルコール、ギャンブルなどの依存症への対応

(2) 保健・医療・福祉の充実

- ① 疾病の予防及び早期発見
- ② 医療の充実
- ③ 総合的な障がい福祉の充実

(4) こころの健康づくりの推進

- ① 精神保健福祉対策の推進
- ② 専門職の人材確保



基本目標3

ライフステージに応じた支援体制づくり

障がいや心身の発達状況、疾病などの早期発見・療育のための必要な療育・教育体制を整えます。また、保護者の理解と適切な行動を促すための取り組みを支援します。

障がい者が自立した生活を送るため、各関係機関が連携を図りながら、総合的に障がい者の就労の機会の確保に努めます。

(1)療育と教育体制の充実

- ① 早期療育及び相談体制の充実
- ② 障がいのある児童の教育の充実
- ③ 発達障がいのある子どもに対する支援
- ④ 障がい者(児)への理解の促進
- ⑤ 障がいや発達に対する保護者の理解の促進

(2)雇用と就労の促進

- ① 雇用の啓発と関係機関との連携
- ② 障がい者雇用の促進
- ③ 福祉就労の場の確保と支援
- ④ 障がい者優先調達推進

(3)生涯学習・文化芸術活動等の推進

- ① レクリエーション・文化芸術活動の推進
- ② 読書環境の充実
- ③ スポーツの振興
- ④ 社会参加の機会の提供



基本目標4

すべての人が安全で暮らしやすいまちづくり

近年の大規模災害等により、障がい者をはじめとする災害時に支援を必要とする人たちへの対応が課題となっています。日常生活や災害時での安全・安心な体制づくりを進めます。

また、ユニバーサルデザインのまちづくり、各種バリアフリーの施策に、当事者の意見を尊重しながら取り組みます。

(1)防犯・防災体制の充実

- ① 防犯対策や交通安全の促進
- ② 障がい者に配慮した防災・緊急対策の推進

(2)福祉のまちづくりの推進

- ① ユニバーサルデザインのまちづくり
- ② 道路や公共施設のバリアフリー化
- ③ 心のバリアフリー化
- ④ 制度のバリアフリー化
- ⑤ まちづくりに対する障がい者の意見の検討

(3)感染症予防等の推進

- ① 感染症予防の生活様式への対応
- ② 公共施設・福祉サービス事業等における感染症対策



ライフステージごとの施策展開

乳幼児期
(0～5歳)

【生まれてから小学校入学の時期】

障がいの早期発見・早期療育の推進
発達障がいに対する相談・支援の充実



学齢・青年期
(6～17歳)

【学びの時期で、人との交流が増える時期】

乳幼児期からの支援の円滑な移行
学校における受け入れ体制の整備促進
障がいに応じた適切な教育体制の充実



成人期
(18～64歳)

【地域社会の中で自立が求められる時期】

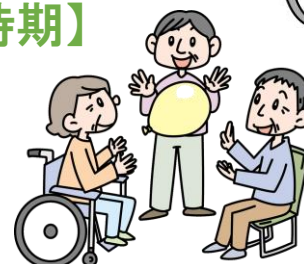
地域社会が一体となった支援体制の強化
就労支援体制の充実
障がい福祉サービスの充実



高齢期
(65歳以上)

【加齢に伴う心身の変化が生じる時期】

高齢者保健福祉・介護保険サービスとの連携
地域での見守り体制の充実



ライフステージ全体を通しての施策

障がいや障がいのある人への理解の促進・啓発
ボランティアや地域支援活動の促進
障がいのある人にやさしいまちづくり
障がいのある人を交えた、みんなの意見や考えの尊重



こころの相談窓口のご案内

こころの相談窓口 【善通寺市役所社会福祉課内】

電話 0877-63-6339 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)
Fax 0877-63-6355 8:30～17:15

香川県中讃保健福祉事務所 【保健対策第二課】

電話 0877-24-9963 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)
8:30～17:15

香川県精神保健福祉センター

月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)

来所相談(予約制)	電話 087-804-5566	8:30～17:15
こころの電話相談	電話 087-833-5560	9:00～16:30
こころの健康相談 統一ダイヤル	電話 0570-064-556	9:00～16:30

精神医療相談窓口 【日本精神科病院協会 香川県支部】

電話 0877-48-0422 24時間

香川いのちの電話

電話 087-833-7830 24時間
Fax 087-861-4343
フリーダイヤル 0120-783-556 毎月10日 8:00～翌日8:00

心の危機の相談 【NPO法人マインドファースト】

電話 090-9455-9164 月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)
9:00～17:00(相談予約・問い合わせ)

自殺予防・土曜ホットラインかがわ 【NPO法人グリーンワークかがわ】

電話 087-813-1247 土曜日 15:00～18:00

よりそいホットライン 【社会的包摂サポートセンター】

フリーダイヤル 0120-279-338 24時間

障がい者・障がい福祉の相談窓口のご案内

各種お手続き、障がい者施策、その他相談先が分からないときの総合窓口

善通寺市役所 社会福祉課

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

電話:0877-63-6339(障害者福祉係) Fax:0877-63-6355

障がい者やその家族が、安心して豊かな生活が続けられるようお手伝いする相談窓口

しょうがい者生活支援センター ふらっと

〒765-0013 香川県善通寺市文京町二丁目1番4号 善通寺市総合会館2F

電話:0877-64-0705 Fax:0877-64-0706

お子さんの発達不安や障がい児サービスなどの相談窓口

相談支援事業所in四国こどもとおとなの医療センター

〒765-8507 香川県善通寺市仙遊町二丁目1番1号

電話:0877-62-1000 Fax:0877-62-6311

障がいのある児童や発達支援、そのほか子育てに関する相談窓口

相談支援事業所くすくす

〒765-0040 香川県善通寺市与北町556番地

電話:0877-43-6001 Fax:0877-63-0560



地域の支援やボランティアなど、まちの福祉に関するお問い合わせ窓口

善通寺市社会福祉協議会

〒765-0013 香川県善通寺市文京町二丁目1番4号 善通寺市総合会館

電話:0877-62-1614 Fax:0877-63-4482

そのほか、香川県中讃地域の相談支援事業所などでも相談できる場合があります。

第4次善通寺市障がい者福祉基本計画

【概要版】

発行月:令和3年3月 発行:善通寺市

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号